

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和4年8月5日(2022.8.5)

【公開番号】特開2022-62192(P2022-62192A)

【公開日】令和4年4月19日(2022.4.19)

【年通号数】公開公報(特許)2022-070

【出願番号】特願2022-16372(P2022-16372)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/49(2006.01)

A 6 1 K 8/34(2006.01)

A 6 1 K 8/46(2006.01)

A 6 1 Q 5/02(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 8/49

A 6 1 K 8/34

A 6 1 K 8/46

A 6 1 Q 5/02

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年7月28日(2022.7.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) 0.1～30重量%の合成アニオン性界面活性剤、
(ii) 0.1～1.5重量%の亜鉛ピリチオン、および
(iii) 0.2～1重量%のチモール

30

を含む、ふけ防止ヘアケア組成物である抗菌洗浄組成物。

【請求項2】

亜鉛ピリチオンと合成アニオン性界面活性剤との重量比が、1:1～1:100である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

20重量%未満の脂肪酸塩を含む、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】

シャンプーである、請求項1から3のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

40

合成アニオン性界面活性剤が、アルキル硫酸塩及び/又はエトキシ化アルキル硫酸塩界面活性剤から選択される、請求項4に記載の組成物。

【請求項6】

界面活性剤が、ラウリルエーテル硫酸ナトリウムである、請求項5に記載の組成物。

【請求項7】

両性界面活性剤をさらに含む、請求項1から6のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項8】

0.01%～2.0%のカチオン性ポリマーをさらに含む、請求項1から7のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項9】

50

カチオン性ポリマーが、グアーヒドロキシプロピルトリモニウムクロリドである、請求項 8 に記載の組成物。

【請求項 10】

0.1 ~ 10 重量 % のシリコン化合物をさらに含む、請求項 1 から 9 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 11】

ビタミン B3 をさらに含む、請求項 1 から 10 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 12】

70 ~ 95 % の水をさらに含む、請求項 1 から 11 のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項 13】

髪又は頭皮である所望の皮膚表面に請求項 1 から 12 のいずれか一項に記載の組成物を適用し、その後表面を水ですすぐ工程を含む、皮膚に抗菌効力を提供する方法。

10

20

30

40

50